

宮川町花街の開発経緯に関する一考察

井上 えり子¹

A Study of the Development Process of Miyagawa-cho Kagai

Eriko Inoue

This study aims to clarify the history of the development in the Miyagawa-cho Kagai district. When Minami-za, a traditional theatre, was built on the northern side and the development on the eastern side, Miyagawa-cho Kagai district became a building lot. The entire area of Miyagawa-cho Kagai was not developed simultaneously. There are three areas, one of which has watercourses to the north and south, restricting access to people. Therefore, it is assumed that the area have become a playful flower district. Shimabara, the first publicly licensed Kagai, dug a moat to restrict the entry and exit of people, but in the case of Miyagawa-cho Kagai, the watercourses played the role of the moats.

1. 研究の背景と目的

京都で最初に傾城町（遊女商売¹⁾の集積地）が形成されたのがいつなのかはわかっていないが、『京都府下遊廓由緒』（明治5～6年編纂）によれば²⁾、大永8（1528）年にはすでに傾城屋から税を徴収する役人が存在していたという。しかし秀吉時代の天正17（1589）年、あちこちにあった傾城町が1ヶ所に集められ、「柳町」と呼ばれるようになる。また慶長7（1602）年には、この傾城町が移転させられ、「六条柳町」または「三筋町」と呼ばれた。さらに寛永18（1641）年、再び移転させられ「西新屋敷」と称した。これが京都で最初に公許された、いわゆる「島原」の成立経緯である。

このように、計画的につくられた島原はその街の空間構成も計画的で、高橋康夫によれば「東西99間・東西123間の矩形で、幅1間半の堀が周囲にめぐらされており、堀の内側には土居が築かれていた。（中略）出入口は東側の北よりに一カ所だけ設けられていたが、享保17（1732）年に西側にも出入口が設けられた³⁾という（図1）。

堀をめぐらし出入口の数を制限したのは、傾城町と市中を切り離すためであり、娼妓が逃げないようにするためでもあった。出入口の数を制限する例は江戸吉原など多くの傾城町で見られたが、すべての傾城町が堀や塀をめぐらす大工事を行うわけではなかった。例えば長崎丸山は、寛永19（1642）年に市中の遊女商売の店を丸山に集めたことが傾城町としての始まりとされ、出入口が制限されていたものの、堀の代わりに川や崖（高低差）といった微地形が利用されているのが認められる（図2）。

ところで日向進によれば、京都では17世紀から18世紀にかけて鴨東・河原の地域一帯が次々と開発され、その中には「祇園新地」「二条新地」「七条新地」

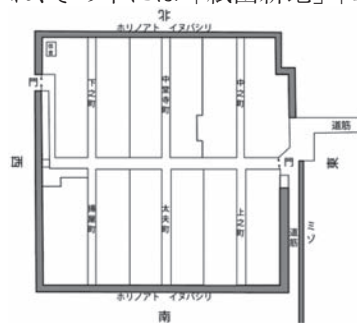


図1 島原（『京都府下遊廓由緒』を元にリライト）



図2 長崎丸山（『新鐫長崎之図』より；部分）

¹ 本学教授

「建仁寺新門前」と呼ばれる町並みが形成されたという⁴⁾。そして宮川町花街は、建仁寺新門前の開発の延長として開発された⁵⁾。

宮川町花街は、島原や丸山のように計画的に集められて形成された花街ではないが、貞享5(1688)年発刊の『諸國色里案内』が「ここはぶたい子、陰間、野郎のすみか」⁶⁾と表現したこと等により、近世以前は遊女商売中心の花街だったと考えられている。本研究は、宮川町花街を例として、17世紀から18世紀にかけて自然発生的に形成された遊女商売中心の花街の開発経緯を明らかにする。

2. 宮川町の歴史

「宮川」という地名の由来について、元禄3(1690)年出版の『名所都鳥』では、「四条河原。祇園の社のまへにあるゆへに名づくなるべし」としている。

また宮川町周辺地域(新道元学区)の沿革について、『京都市学区大観』には次のような内容が書かれている。

【史料1】『京都市学区大観』昭和12年発刊⁷⁾

元弘建武の間争乱の禍はこの地に集中して、遂に探題の陥るに當り大厦高樓悉く灰燼に歸し昔日の壯觀は一瞬にして夢と化した。爾後長く復興の運に恵れず、應仁文明の亂世に及んで更に荒廢を加へ、建仁寺境内を除く外は總て農耕の地となつた。豊臣秀吉の市政改革にも洛外の故を以つて恩惠及ばず、徳川氏治政の始に到つて賀茂川沿岸の地は四条河原と稱して幕府の御蔵入となつた建仁寺街先づ開發し、寛文、延寶を経て、寶永正徳に至り漸く市坊と成り、(以下略)

この記述によれば江戸期に入るまで、宮川町およびその周辺は開発されずに取り残されたうら寂しい地域であった。しかし元和年間(1615~1624)になると、鴨川東岸の四条通界隈の様子は一変する(史料2, 3, 4)。

【史料2】『歌舞伎事始』宝暦12年(1762)刊⁸⁾

元和年中、時の御奉行七ヶ所の外、矢倉を構ふ

ること能はず、矢倉なきを小芝居といへり。其とき初て今の四條川東に芝居建けり。

【史料3】『歌舞伎事始』宝暦12年(1762)刊⁹⁾

○七ヶ所矢倉之芝居主

一四條河原北側芝居 兩替屋傳左衛門 今與惣右衛門

元此芝居は、今の中源寺の所也。承應年中、地藏替地あり、其時は中源寺、今芝居の所にありし也。

一同斷 井筒屋助之丞

むかしは大芝居といへり。二代目助三郎夫より平四郎後丹波屋乙松、今竹田出雲操り芝居と成。

一四條河原南側芝居 三文字屋清右衛門

後大和屋利兵衛、今安太郎。

一同斷 今はなし 越前屋新四郎

今近江屋小三郎かけやしきに成し也。

一同斷 今はなし 伊勢屋七郎兵衛 後に

嘉兵衛

一大和太路常盤町芝居 今はなし 三木屋治兵衛

一同斷 今はなし 宇治嘉太夫

嘉太夫弟紀国屋善八といふもの、芝居なり。やぐらは嘉太夫の株也。

史料2, 3には、四条河原東岸に7軒の芝居小屋が公許され、うち1軒は南座であることが記されている。また寛文5(1665)年に発刊された『京雀』には、次のようにある。

【史料4】『京雀』寛文5年刊¹⁰⁾

中島より東のかたを見れば四條川原いろいろ見物の芝居ありその東は祇園町北南行ながら茶やはたごやにて座しきには客の絶る時なし

すなわちこの記述は、祇園町南北側(四条通の両側)の当時の賑わいぶりを述べたものである。

次に、宮川町の北側(四条通側)以外からの市街化について検討する。

「建仁寺西門前敷地畑改絵図」の寛永20(1643)年図によれば¹¹⁾、建仁寺門前である建仁寺町通(現

大和大路通) 沿いにはすでに住宅地が形成されていたことがわかる(図3)。ただしその裏(西側)は藪地で、さらに南北に流れる水路(現 新道通)の西側(現 宮川町)は耕作地であった。寛文6(1666)年、宮川町通が開通する¹²⁾。これにより宮川町通沿いも市街化されて行ったと思われる。また、同絵図の宝永8(1711)年図には、宮川町通両側に町家が建ち並んでいたことが記されている(図4)。

その後の宮川町に関する記述を文献史料から拾うと、『月堂見聞集』の享保8(1723)年5月2日の記事に、宮川筋四町目から出火した火事の類焼記録がある。

【史料5】『月堂見聞集』享保8年5月2日記事¹³⁾

宮川筋四町目両側不_レ残、家数卅二軒、
借屋数百卅軒、竈数百六十二軒、但火元共に、
宮川筋三町目両側にて家数七軒半、
借家数十三軒、竈数廿軒半、
都合竈数百八十二軒半、

この火事の記事から、宮川筋三・四町目だけで182軒半もの住宅が焼けたこと、言い換えれば享保年間にはこの地にそれだけの数の住宅が建っていたこと

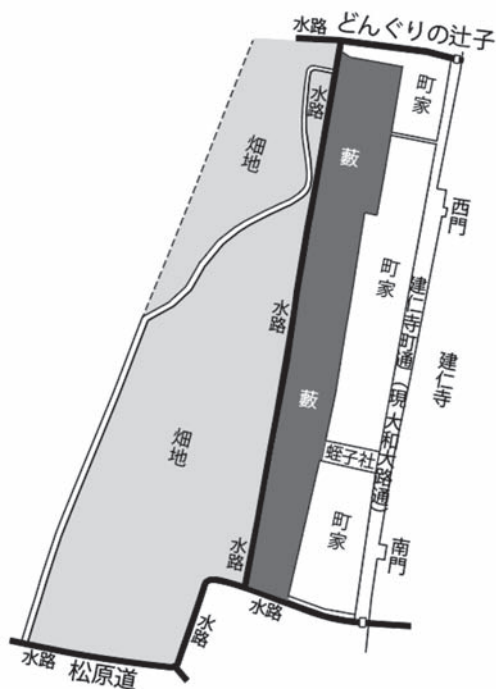


図3 寛永20年の宮川筋二～五町目

(「建仁寺西門前敷地畑改絵図」をもとに深田智恵子氏が作図した図を、簡略化し実際の地形に合わせリライト)

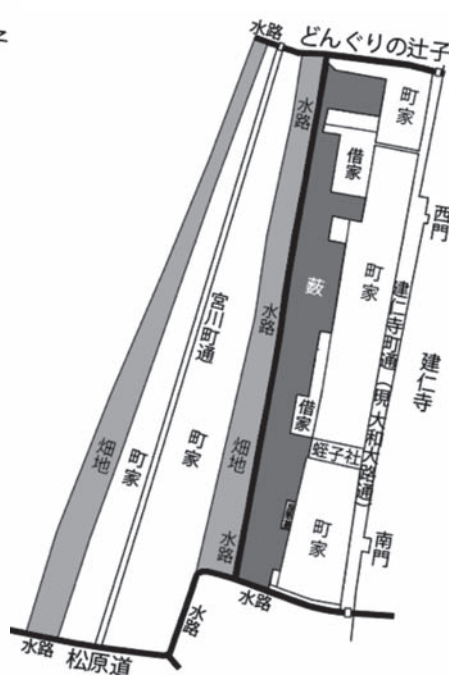


図4 宝永8年の宮川筋二～五町目

(「建仁寺西門前敷地畑改絵図」をもとに深田智恵子氏が作図した図を、簡略化し実際の地形に合わせリライト)

がわかる。ちなみに宮川筋三・四町目には、明治10年の地籍図で139筆、現在(2019年)は121筆の土地(マンション、駐車場等をそれぞれ一筆としてカウント)を数えることができ、享保期にどれだけ高密度化していたかがわかる。

また『月堂見聞集』享保16(1731)年11月10日記事は次のように記述する。

【史料6】『月堂見聞集』享保16年11月10日記事¹⁴⁾

宮川町どんぐりの辻子中程、先年新地ひらくべきの由御下知に依て、建仁寺町宮川町両方地尻、御吟味在_レ之候分にて相止み罷在候處、今度被_レ仰付_レ町家出来、宮川町へも抜道木戸出来、其後宮川町両側端に空地あり、建仁寺の南門通りに往来の口開、

この記事は、南北に流れる水路の位置に新道通が開通し、その周辺の宅地開発がなされたことを示しており、宮川町通への抜け道や木戸ができるなど、この記述から宮川町境界が町として整いつつある様子がうかがえる。

ところで丸山俊明によれば、「享保6年(1721)5月の触書は、洛中の下立売・三条・四条・五条・松原・

七条・寺町・川原町・東洞院・烏丸・油小路・大宮の各通りや、洛外の渋谷・伏見街道、建仁寺町の通りについて、一部または全部の木戸門に終夜開放を定め¹⁵⁾たという。その理由について丸山は、これらの通りに夜間も「昼間と同じ都市交通を確保」するためとしており、この時期の宮川町周辺は、宅地化されたというだけでなく、京都市中でも特に往来の多い地域であったことがうかがえる。

3. 宮川町花街の始まり

宮川町に花街が成立された時期について、『京都市学区大観』には下記のように記されている。

【史料7】『京都市学区大観』昭和12年発刊¹⁶⁾

寛延四年宮川町の遊里を開いてより繁華殷賑の境域となった。

また『京都府下遊郭由緒』には、下記のようにある。

【史料8】『京都府下遊郭由緒』明治5-6年編纂¹⁷⁾

宝暦元年未五月宮川筋一丁目ヨリ六丁目迄十年限茶屋株差許相成追々年限継願済候由

史料4と5は、「寛延四年」と「宝暦元年」で、一見、異なる年を示しているように見えるが、西暦ではどちらも1751年を指す。

『京都府下遊郭由緒』が示す通り、1751年は公許の年であるが、公許の時点ですでにその場所には、実質的な（非公許の）花街の存在があったことは自明であろう。そこで宮川町花街の公許以前の姿を見て行くこととする。

3-1. 公許以前の宮川町花街

前述の通り、寛延4（1751）年に茶屋株が公許されたとき、「宮川筋一丁目から六丁目まで」¹⁸⁾が宮川町花街の区域とされたが、まず宮川筋一丁目は、宮川町花街の中で最も早く寛文6（1666）年に祇園新

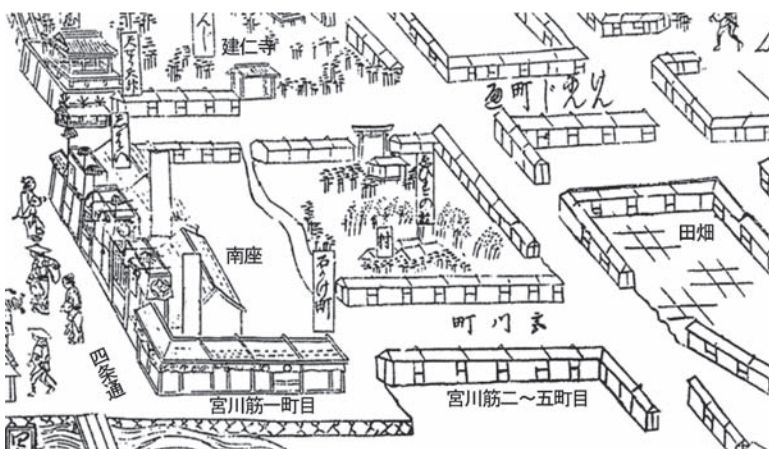


図5 宝永8年の宮川筋二～五丁目（『洛陽東山名所鑑』より；部分：絵図内ゴシック文字は筆者による加筆）

地の「外六町」として公許された（史料9・10）。

【史料9】『京都坊目誌』大正5年発刊¹⁹⁾

○祇園新地 有名なる公許の遊里にして。（中略）寛文六年外六町へ茶屋渡世を許可し。祇園町より出店す。享保十七年所司代土岐丹後守頼念の時。内六町へも同く。茶屋渡世を許可せらる。之れ當遊廓の始めなり。然れとも茶立女。茶汲女實は藝妓は一戸一人の制を厳守をしむ。寶暦元年四月。祇園町。繩手通及宮川筋東石垣へ更に茶屋渡世二十五戸。十年間増加の請願を為し。所司代松平豊後守資訓の許可を得しより。一時繁盛を極め。年限を繼續して。妓館青樓を建つ。

【史料10】『京都坊目誌』大正5年発刊²⁰⁾

所謂弁天財町。常盤町。二十一軒町。中之町。川筋町²¹⁾。之れに宮川筋一丁目を加へ。外六町と稱す。

寛文6年と言え、ちょうど宮川町通が開通した年で、二丁目以南（図4参照）はまだ開発が始まったばかりだった。その頃すでに一丁目は公許される状態にあったのだ。

また延宝3年（1675）版の『洛陽東山名所鑑』では、宮川町が3領域に分かれていたことを確認できる（図5）。宮川筋一丁目のほうは祇園社への参拝客や芝居小屋を訪れる客向けの水茶屋風の店が建ち並ぶ様子が見て取れるのに対し、宮川筋二丁目から五丁目は開発が進み町としての体裁が整った状態、六丁目以南はまだ田畑が残っている段階であることがわかる。

3-2. 宮川町花街3領域の成立時期とその性格

表1は宮川町花街の3領域に関する記事を、領域ごとに分けて時代順に並べたものである。この表により、各領域の成立時期とその性格を推定すると次のようになる。

3-2-1. 宮川筋一丁目

宮川筋一丁目は、元和期（1615～1624）から寛文期（1661～1673）頃までには成立したと考えられる（表1内①）。さらに言えば、少なくとも一部は寛文6（1666）年までに、祇園新地の外六町として成立していた。前掲史料2が示す通り、元和期に四条河原に7軒の芝居小屋（櫓）が公許された。そのうちの1軒は、前掲史料3が示す通り南座であり、そして宮川筋一丁目は、南座と接している。

これらの史料から、四条河原の芝居小屋を中心として、祇園新地は大変な賑わいであったことが確認でき、外六町の一部として茶屋株が公許されていた宮川筋一丁目もまた、当時すでに茶屋商売が行われていたと捉えられる。したがってその性格は、芝居の見物客目当てに自然発生した茶屋商売中心の花街と推測する。

3-2-2. 宮川筋二～五丁目

宮川筋二～五丁目は、建仁寺による宅地開発が行われた寛文期から延宝期（1673～1681年）頃に成立したのではないと思われる（表1内②）。その性格は、前述の通り、『諸国色里案内』が「ここはぶたい子、かげ間、野郎のすみか」と表現している。

このような記述の存在から、宮川町花街には長い間、「陰間茶屋（男娼を置く店）が多かった」というイメージが定着してきた。しかしながら、その記述が指すのは宮川筋二～五丁目内の一部であり、宮川筋一丁目も同様だったかは疑問である。少なくとも天保11年（1840）に発行された『祇園新地細見図』を確認すると（宮川筋一丁目は祇園新地の一部として掲載されている）、宮川筋一丁目に十二軒の茶屋の存在を確認できるが、その中に陰間茶屋は存在しない（図6）。

表1 宮川町花街に関する記事

和暦	西暦	記事の内容			根拠資料	開発時期
		宮川筋一丁目	宮川筋二～五丁目	宮川筋六丁目		
元和年間	1615～1624	四条河原東岸に7軒の芝居小屋が公許。うち1軒が南座。			歌舞伎事始	①
寛文5	1665	祇園町南北側に茶屋や旅籠屋が並ぶ。			京雀	
寛文6	1666		宮川町通開通		京都市の地名	②
寛文6	1666	祇園新地外六町として茶屋株が公許			京都坊目誌	
延宝2	1674	宮川筋一～五丁目までは成立しているが、六～八丁目は建て揃っていない			荻野家文書	③
延宝3	1675	茶屋風建物が並ぶ様子が図示される	町家風建物が並ぶ様子が図示される	田畑が広がる様子が図示される	洛陽東山名所鑑	
貞享2	1685	遊女を隠し置いていた茶屋が摘発される			京都御役所向大概覚書	
貞享5	1688		「ぶたい子、かげ間、野郎のすみか」と表現		諸国色里案内	
正徳2	1712			「西河原町より下宮河町」を通って鴨川まで堀を通した	金屋町文書	
正徳4	1714	「石垣町」と表現	「宮川町」と表現	新地が開かれた	都名所草	
享保4頃	1719	宮川筋一丁目の旅籠屋数37軒			京都御役所向大概覚書	
享保8	1723		火事により182軒半の家が焼失する		月堂見聞集	
享保8	1723		団栗の辻子にて素人の私娼30人が摘発		月堂見聞集	
享保16	1731		新道通の開通		月堂見聞集	
寛延4	1751	10年の年限付きで茶屋株の公許			京都市學區大觀、京都府下遊廓由緒	
天保11	1840	祇園新地の一角として図示される			祇園新地細見図	

前述のように宮川筋一丁目は観光客目当ての茶屋商売中心の町だったとすると、宮川筋二～五丁目が宮川筋一丁目を上回る勢いで繁栄したことにより、宮川筋二～五丁目の花街の性格が宮川町花街全体のイメージとして定着したと思われる。

また史料11により、宮川筋二～五丁目には、陰間茶屋だけでなく遊女商売の店も少なくなかったと思われる。

【史料11】『月堂見聞集』享保8年10月18日記事²²⁾

祇園新地どんぐりの圖子、今度御穿議之由、白人卅人餘、同かごまはしの者四人被_レ召出_レ、白人は面々の親元へ御預け、まわしの者は町々へ御預け被_レ成候、白人の親共其町々へ御預け被_レ成候由、十一月十一日にまはし四人共

に、京都伏見大津三箇所へ御追放、家財御闕所、娘分の親は身軀半分御取上げ、奉公人方に遣し候、親元は身軀三箇一御取上げ、

この記事は、どんぐりの辻子付近にて無許可で商売をしていた30人余りの白人（しろうと）の私娼が摘発されたという内容である。そんなに大勢の私娼が団栗通に立ったのは、その周辺（宮川筋二～五丁目）がそういう限界で、そこへ行く客目当てだったからと推測できる。

前述の通り、秀吉時代、遊女商売の店は一ヶ所に集められて移転を繰り返し、寛永18（1641）年に島原の地に定められた。しかし島原は、市街

地から少し離れた場所にあったことなどにより、元禄期（1688～1704）を境に徐々に廃れていったとされる。宮川筋二～五丁目の開発および隆盛はちょうどその時期、すなわち近場に歓楽街を求めた人々が、島原から離れつつあった時期にあたっていたのである。

その後、島原以外でも正式に遊女商売が認められるようになったのは寛政2（1790）年のことで、それも祇園町（および祇園新地）、上七軒、二条新地、七条新地の四ヶ所、それも一ヶ所につき二十軒のみであったというから、寛延4（1751）年に宮川町に茶屋株が公許されるまでは、茶屋商売も遊女商売も無許可での営業だったことになる。

3-2-3. 宮川筋六丁目

宮川筋六丁目は、他の2領域と比べると関連する記述が少ない。しかし表1より、正徳期（1711～1716年）頃に成立したのではないかと推定する（表1内③）。以下の史料は、その35-40年ほど前の記事である。

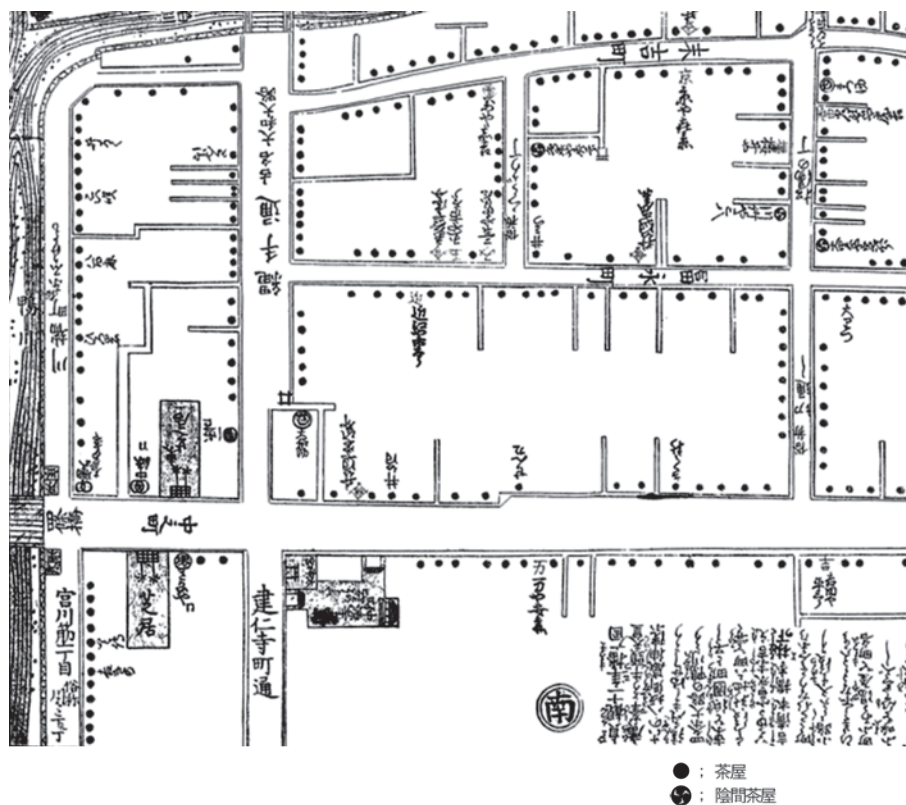


図6 天保11年の宮川筋一丁目（『祇園新地細見図』より：部分）

【史料12】『荻野家文書』延宝2年記述²³⁾

東河原新屋敷

四条下ル 宮川町 壹丁目

同 貳丁目

同 参丁目

同 肆丁目

同 伍丁目

一、松原通より下三町ニ成申候筈ニ御座候得共、未家数建揃不申候ニ付、町数書付不申候。

松原通下ル 同 六丁目

同 七丁目

同 八丁目

史料12により、17世紀後半に開発された宮川筋一丁目や宮川筋二～五丁目と異なり、宮川筋六丁目以南は、延宝2年（1674）になってもまだ建て揃っていなかったことがわかる。

また以下の記事により、宅地化に苦勞した様子が伝わってくる。

【史料13】『金屋町文書』正徳2年10月²⁴⁾

一、新家惣中之天水・悪水通シ候大溝、西河原町より下宮河町東側・西側、御公儀道之中町之中共西へ御掘通シ、加茂川え御抜被_レ成候。(中略)

付り、此度御掘通し被_レ成候下宮川町東側御公儀道、同所町中溝之上石蓋、同所西側御公儀道之内溝之上板ふた、西河原町筋へ抜候南北之道筋大溝の板蓋、森下町之北之門際之横溝板蓋共、六ヶ所修復仕直シ共、永々新家惣中として可_レ仕候事。

史料13は、水はけの悪い土地を開発するために、西河原町(現 西川原町)から下宮河町を通って鴨川へ抜ける水路(大溝)をつくるという内容である。現在の地図で確認すると、西川原町から西(鴨川方向)へまっすぐ水路を掘ると、宮川筋六町目と七町目の境を通るので、現在の柿町通の位置を流れていたことになる。水路は「大溝」と表現されていることから幅の広い水路を掘らなくてはならなかったこと、また何ヶ所も「蓋」をして歩行空間を確保していることから、宮川筋六町目から南の土地の水はけの悪さが伝わってくる。

3-3. 宮川町花街と水路の関係性

これまでの史料により、宮川町は水路が多い土地であったことがわかる。そこで改めて、水路がどのように流れていたかを絵図等の史料により確認する。

図7は、享保16(1731)年と推定されている宮川町周辺の絵図²⁵⁾を、簡略化し実際の地形に合わせてリライトしたものである。宮川町通沿いで、どんぐりの辻子(現団栗通)～松原通がちょうど宮川筋二～五町目に当たる。宮川町通両側の「町家」とは、これまでの史料から遊女商売等の店と思われる。

宮川筋二～五町目内での移動は、もっぱら宮川町通を使用することになる。また、宮川筋二～五町目以外の地域へ出るためには、どんぐりの辻子の水路にかかっている橋あるいは松原通の水路にかかっ

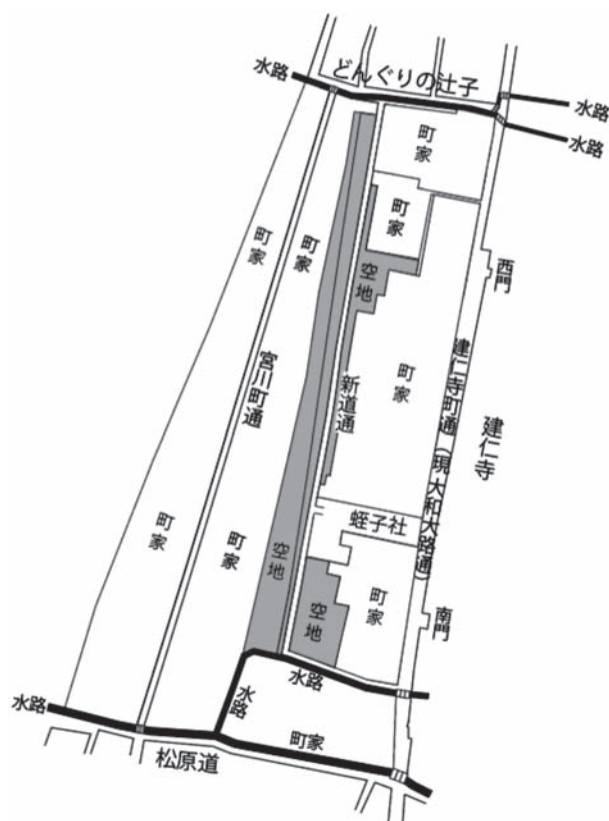


図7 享保16年の宮川筋二～五町目

(「享保16年9月15日 奉行所宛 定恵院・推雲軒差出 奉願口上願 道筋絵図」をもとに深田智恵子氏が作図した図を、簡略化し実際の地形に合わせリライト)

ている橋を渡らなくてはならないことがわかる。

つまり宮川筋二～五町目は、鳥原のように計画的に堀を巡らせたわけではないが、もともとの微地形により傾城町的な花街をつくる素地があったと考えられる。

4. まとめ

宮川町花街に関する史料を検討・考察した結果、次のようなことが明らかになった。

- ① 宮川町花街は、南座建設にともなう北(四条通)側からの開発と、建仁寺門前開発による東(大和大路)側からの開発により宅地化が進んだ。
- ② 宮川町花街は、花街として公許された寛延4(1751)年当時、宮川筋一～六町目を指したが、この地域は一体に開発・発展したわけではなかった。
- ③ 出入りしやすい宮川筋一町目は、茶屋商売中心の花街として発展したが、水路により出入りが

制限しやすい微地形だった宮川筋二～五町目は、遊女商売および陰間茶屋中心の花街として発展した。

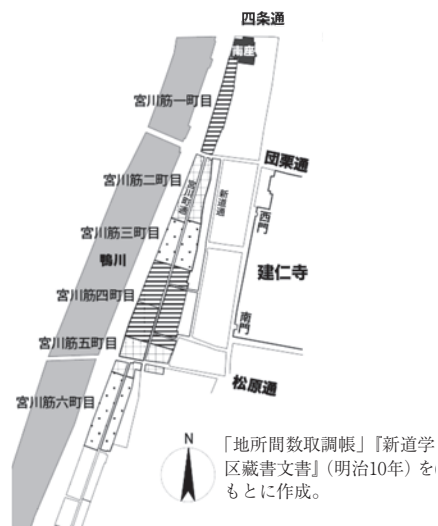
島原以外での遊女商売が禁止されていた当時、計画的につくられた島原が、市街地と離れた立地であるがゆえに衰退し、入れ替わるように新しく開発された宮川町が隆盛を極め、さらには公許までされていく背景には、宮川町特有の水路が多く出入りを監視しやすい微地形が関係していたのではないかと考える。

注および参考文献

- 1) 近世以前の花街には、芸妓(げいぎ)が働く「茶屋商売」中心の花街と、娼妓(しょうぎ)が働く「遊女商売」中心の花街(傾城町)とがあった。職業(芸妓であるか娼妓であるか)としても商売(茶屋商売か遊女商売か)としても登録制で、芸妓が勝手に身を売ったり、あるいは茶屋商売の店に遊女を置くことは禁じられていた。規制が厳しかったのは、当然、遊女商売のほうである。本稿では、同じように「花街」と呼ばれていても、茶屋商売中心か遊女商売中心かで区別を行っている。
- 2) 新撰京都叢書刊行会. 京都府下遊廓由緒, 新撰 京都叢書 第九卷, 臨川書店, pp.104-105 (1986)
- 3) 高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編. 図集日本都市史, 東京大学出版会, p.240 (1993)
- 4) 日向進. 近世京都における新地開発と「地面支配人」, 日本建築学会計画系論文集, 407, p.129 (1990.1)
- 5) 深田智恵子, 中嶋節子, 谷直樹. 享保年間における建仁寺境内西門前の開発—近世京都の都市開発の事例—, 日本建築学会計画系論文集, 614, pp.230-231 (2007. 4)
- 6) 京都市. 史料 京都の歴史 第10巻 東山区, 平凡社, p.226 (1987); 「ぶたい子」とは身を売る歌舞伎の若手役者のことで、「陰間」とは男娼のこと、「野郎」とは身を売る歌舞伎役者を指す。
- 7) 京都市學區調査會・長塩哲郎. 京都市學區大観, 京都市學區調査會, p.125 (1937)
- 8) 金港堂編集部. 歌舞伎事始 巻之一, 歌舞伎叢書 第一輯, 金港堂書籍, p.181 (1910)
- 9) 同8, pp.187-188
- 10) 新修京都叢書刊行会. 新修 京都叢書 第1巻 京童 京童跡追 京雀 京雀跡追, 光彩社, p.441 (1967)
- 11) 同5, p.230
- 12) 下中邦彦. 京都市の地名 日本歴史地名大系 第27巻, 平

凡社, p.194 (1979)

- 13) 国書刊行会. 月堂見聞集 卷之十五, 近世風俗見聞集 第二, 国書刊行会, pp.65-66 (1969)
- 14) 国書刊行会. 月堂見聞集 卷之二十四, 近世風俗見聞集 第二, 国書刊行会, p.232 (1969)
- 15) 丸山俊明. 木戸門の役割と建築許可申請—江戸時代の京都の木戸門の研究(その1)—, 日本建築学会計画系論文集, 569, pp.193-199 (2003.7)
- 16) 同7, p.125
- 17) 新撰京都叢書刊行会. 新撰 京都叢書 第9巻, 臨川書店, pp.121-122 (1986)
- 18) 寛延4(1751)年時における宮川町全体の地図が存在しないため、参考までに、明治10年の地籍図をもとに宮川筋一～六町目の位置図を以下に示す。



- 19) 新修京都叢書刊行会. 新修 京都叢書 第16巻 京都坊目誌 下京 乾, 光彩社, p.405 (1968)
- 20) 同18, p.371
- 21) 「川端町」の地名に関する記述であること、また他の資料から、「川筋町」は「川端町」の間違いであると思われる。
- 22) 国書刊行会. 月堂見聞集 卷之十五, 近世風俗見聞集 第二, 国書刊行会, p.74 (1969)
- 23) 同6, p.226
- 24) 同22, p.228
- 25) 同5, p.232

本稿は、京都府立京都学・歴史館からの受託研究「宮川町の成立過程と近代化—花街の空間構成に関する研究」(2019)の研究報告書の一部をまとめたものである。